

## 農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業 事務の流れとポイント

### 6月 事業に参加する事業者として登録認定を受ける

本事業に取り組むためには、事業計画書提出の前に、登録認定を受けることが必要です。

以下の事業者が登録認定を受けることができます

- 本事業に係る報告や立ち入り調査を求められた場合に  
応じることができる
- 本事業の実施内容が確認できる証拠書類等は、交付を受けた  
翌年度から5年間保管し、求められた場合は提出できる
- 過去に被覆資材を取り扱った実績があり、  
愛媛県内の事業所で補助金の事務手続きを完了することができる
- 農業者への補助金の支払いは、口座振込で対応することができる

等

## 7月 農家から申込みを受ける

本事業を活用する予定の資材（令和5年5月～12月に購入・支払いが完了するもの全て）をお伺いします。

事業に参加できるか、ご確認ください。

- 愛媛県果樹農業振興計画の対象果樹 又は  
愛媛県野菜・花き振興計画の主要品目に使用する資材であるか
- 農業者が資材コスト低減計画を作成しているか
- 共同出荷に取り組む3戸以上の農業者集団に属していること 又は  
農業従事者が3名以上の農業法人であるか
- 過去に本事業の対象となった農地で使用する資材ではないか  
（→耕作証明書等の添付が必要です。）
- 令和5年12月末までに購入・支払いが完了するものであるか 等

## 参考1 対象品目

### <果樹>

うんしゅうみかん、いよかん、不知火、ぼんかん、清見、河内晩柑、せとか、はれひめ、愛媛果試第28号（紅まどんな）、甘平、愛媛果試第48号（紅プリンセス）、カラ（南津海を含む）、その他柑橘

かき、くり、キウイフルーツ、ぶどう、なし、もも、びわ、うめ

### <野菜>

きゅうり、トマト、なす、いちご、さといも、キャベツ、たまねぎ

ピーマン、レタス、ほうれんそう、ブロッコリー、アスパラガス、ねぎ、しゅんぎく、そらまめ、えだまめ、さやいんげん、生しいたけ、すいか、かぼちゃ、はくさい

### <花き>

ばら、デルフィニウム、ユーカリ、しきみ、その他枝物、きく、トルコギキョウ、シンテッポウユリ、ゆり類、鉢物、花壇用苗物

## 参考2 資材コスト低減計画

農業者が本事業を活用するにあたり、今後も農業経営を継続するために必要な事項（令和5年度取り組む内容）について選択をしてもらいます。

- 予約・大口注文・共同購入の利用
  - ハウスの保温性・気密性向上対策の実施
  - 機械・施設の日常及び定期的な保守点検の実施
  - 中古農機、中古ハウスの利用
  - 土壌診断に基づく適正な施肥
  - 発生予察情報に基づく適期な農薬散布の実施
  - 抵抗性品種・抵抗性台木の導入
- ・・・など、2つ以上を選択。

8月

## 農家の申込みを取りまとめ、事業計画書を提出 事業計画承認後、交付申請書を提出

補助金の計算方法：  $(\text{購入資材費} - \text{購入資材費} / 1.2) \times 1 / 2$   
※ 1円未満切り捨て

例えば、税抜き価格10,000円の資材を購入した場合  
 $(10,000 - 10,000 / 1.2) / 2 = 833$ 円 の補助金が支払われます。

申請例：以下の農家から申請があった場合

A



伊予みかん

耕作証明書等の面積：185 a  
受益栽培品目：温州みかん 175 a、（施設）愛媛果試第28号 10 a

B



農業次郎

耕作証明書等の面積：100 a  
受益栽培品目：きゅうり 5 a、なす 5 a（同一ほ場内で2品種栽培）

### 参考3 事業計画の添付書類を記載するときの注意点

取組計画(報告)書

1 事業対象の確認 ※全てにチェックが入る方が対象になります

全てに☑がつくこと

- 共同出荷に取り組む3戸以上の農業者集団に属していること又は農業従事者が3名以上の農業法人であること ※根拠資料を添付すること
- 愛媛県果樹振興計画又は愛媛県野菜・花き振興計画の主要品目に使用する資材であること
- 資材コスト低減計画に取り組むこと ※資材コスト低減計画書を添付すること
- 令和5年12月31日までに支払いが完了する農業用資材であること
- 令和5年度の資材として確実に購入し、自らの農業生産に使用すること
- 過去に本事業の対象となった農地で使用する被覆資材ではないこと(同一の農地で、対象期間中に2品目を作付けする場合でも、この事業には1回しか申請できない。また、他の販売店での重複申請もできない。) ※耕作証明書等を添付すること
- 「愛媛県農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱」及び「愛媛県農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業実施要領」に従うこと

実施主体ごとに申請

2 事業内容

※虚偽の申請をした場合は補助金返還となりますのでご注意ください。

事業実施主体名		愛媛太郎	住所	〒	事業主体名	〇〇農業協同組合
電話番号		089-〇〇〇-〇〇〇〇	作付面積合計	101 a	補助対象事業費 = 税抜き資材費	
園地・栽培品目ごとに記載			県補助金額の計	45,927円		

園地番号	栽培品目	作付面積(a)	資材種別	購入資材(商品名・規格)	購入数量	単価(円)※税込み	事業費(円)※税込み	消費税等相当額(円)	補助対象事業費(円)	県補助金額(円)
1	さといも	10	マルチ資材	黒マルチ・0.02*120*200	3	2,650	7,950	722	7,228	602
2	さといも	10	マルチ資材	黒マルチ・0.02*120*200	3	2,650	7,950	722	7,228	602
3	さといも	20	マルチ資材	黒マルチ・0.02*120*200	5	2,650	13,250	1,204	12,046	1,003

### 参考4 補助金の支払いのタイミング

本事業の補助金の支払いは、  
時期ごとに分けて、3回程度実施します。

円滑な補助事業の執行に御協力をお願いします。



- ・ 県からの補助金が支払われた際は、農業者へ速やかに補助金を交付してください。
- ・ 事業内容内訳書を添付し、補助金支払いの時期等を備考欄に記載してください。

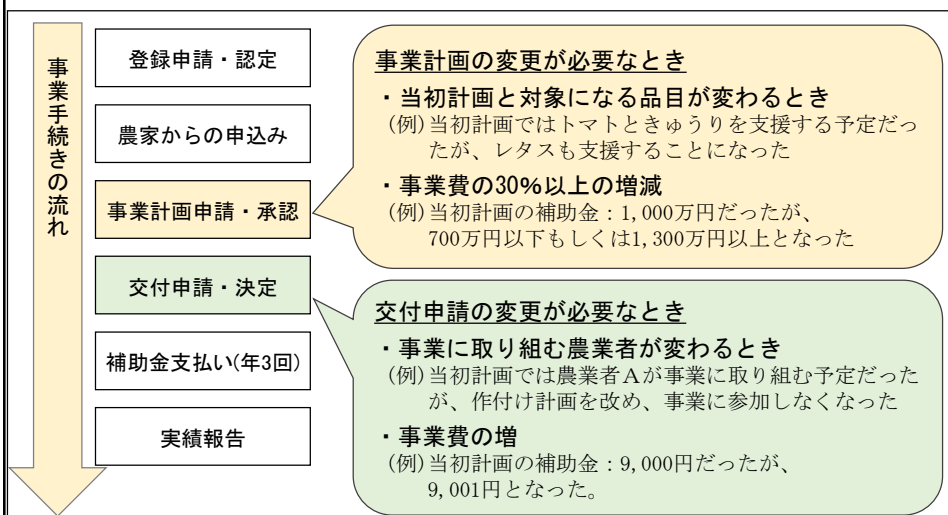
## 参考5 補助対象となる資材について

対象資材種別	内容
ハウスビニール	作物を栽培するためのビニールハウスを覆う農ビ、農PO等の軟質フィルム
トンネル資材	作物を覆う農ビ、農PO等の軟質フィルム又は不織布等繊維資材のもの
マルチ資材	作物を栽培しているほ場を覆う農ポリ等の軟質フィルム又は不織布等繊維資材のもの
長期貯蔵用果実個装資材	収穫後の果実を長期貯蔵するための軟質フィルム

紙素材の被覆資材は本事業の対象外となりますのでご注意ください。

## 参考6 事業計画、交付申請の変更について

当初計画の事業内容に変更がある場合、変更の届出が必要な場合があります。



※一度交付決定された後、事業計画の変更が必要になった場合、事業計画と交付申請の両方ともに変更が必要です。ご注意ください。